

議 事 録

会議名	平成21年度第4回寒川町個人情報保護制度運営審議会 平成21年度第4回寒川町情報公開制度運営審議会		
日時	平成21年11月5日（木）9:30～12:00	開催形態	公開
場所	議会棟第1会議室		
出席者	<p>委員：入澤、金井（議題①終了後退席）、中島、三枝、田中、三留 （欠席委員：勝山）</p> <p>事務局：小俣（総務課長）、三橋（総務課主査）、吉田（総務課主任主事）</p> <p>諮問に係る担当課： 福岡（保険年金課主幹）、西ヶ谷（保険年金課主査） 高橋（高齢介護課副主幹）、佐野（高齢介護課主任主事） 福田（税務課長）、古谷（税務課副主幹）</p>		
議題	<p>① 個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づく諮問について（目的外の利用、提供について）</p> <p>② 寒川町情報公開条例及び寒川町個人情報保護条例の一部改正について</p> <p>③ その他</p>		
決定事項	<p>① 目的外の利用、提供を承認（ただし、条件あり）</p> <p>② 意見反映後の改正案のとおり承認</p>		
議 事	別紙のとおり		
資 料	<p>① * 諮問案件書(3件) * 差替後の諮問案件書(3件) * 個人情報取扱事務登録簿（4件） * 前年度に行った同一内容の諮問の答申(写) * 平成21年度公的年金データ取り込み結果 * 公報掲載記事 * 関連例規 * 「個人住民税の公的年金からの特別徴収に係るQ&A集」 （第3版、改訂版） * 「個人住民税の公的年金からの特別徴収に係る事務処理要綱」</p> <p>② * 情報公開条例・個人情報保護条例の改正 事前検討用資料 * (意見反映後)各条例の一部改正の要旨 * (意見反映後)情報公開条例新旧対照表 * (意見反映後)個人情報保護条例新旧対照表</p>		
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	<p>中島 幸雄 三枝 隆</p> <p style="text-align: right;">（平21年12月10日確定）</p>		

① 個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づく目的外の利用、提供に関する諮問

【案件番号35】

公的年金所得に係る個人の町民税・県民税の特別徴収事務に伴い、保険年金課保有の個人情報を税務課が利用することについて

【案件番号36】

公的年金所得に係る個人の町民税・県民税の特別徴収事務に伴い、保険年金課保有の個人情報を税務課が利用することについて

【案件番号37】

公的年金所得に係る個人の町民税・県民税の特別徴収事務に伴い、高齢介護課保有の個人情報を税務課が利用することについて

(上記3案件については、平成20年度に諮問し、平成21年度に限り利用を認められたものと同一の内容。平成22年度以降の利用に関して、再諮問するもの。)

案件は3つであるが、公的年金所得に係る個人の町民税・県民税の特別徴収に関する事務についてのことであり、扱う個人情報の内容や動きも同一のものであるので、3案件一括審議とした。

○担当課から諮問案件書の概要、平成21年度の実施報告及び追加事項の説明

[追加] * 「個人住民税の公的年金からの特別徴収に係るQ&A集 (第3版)」(資料番号1-参考資料) に記載されていたQ7-2 (税の特別徴収が行えるかどうか市町村で判断する (税担当課が他課から必要個人情報の収集を行う) 旨の内容) が、改訂版では削除されている理由を、神奈川県を通じ総務省市町村税課に確認したところ、市町村が当然行うべき処理であるので削除した、との回答を得た。このことから、目的外利用は可能であると考え^{※1}。

* 平成21年度の実施結果では、年金から税の特別徴収を行えず、普通徴収に切り替わることを事前に把握できた者は1名のみであった。しかし、当該者については、変動がない限り、今後継続して対象者となり、他課からの情報収集が許されない限り、毎年、年度途中で徴収方法が切り替わることとなり、毎年同じ煩わしさを感じさせることになる。対象者が少数であっても、上記観点から情報利用が必要であると考え。

○資料について、誤記等の指摘あり。

→訂正のうえ差し替える旨、事務局が回答。

○利用することについて

* 前回答申の際、本人通知を省略する代わりに、広報にて周知を行うことを条件としたが、広報の内容が不十分であるとの意見多数あり。

〔 ・何課から何課へ目的外利用する
・いつ情報を動かす
・本人通知を省略する 〕 等の表記が必要。

→紙面や字数に制限があり、制度そのものの周知に重点を置いたため、掲載済紙面のおりになったが、配慮が足りなかった旨、担当課が回答。

→今後は、必要事項を広報に記載するよう指導に努める旨、事務局が回答。

* 前回、1年限りの承認としたのは、対象者が何人発生するのか不明であったためである。実施結果からすると、1人のために7000人以上の情報が利用されるのは、個人情報保護の観点からは適切ではないとの意見あり。

→住民税が引ききれないため普通徴収に切り替わった者は1人であったが、同時に、死亡や住所異動等の事由により介護保険特別徴収非対象者となったため、普通徴収に切り替わった者が117名おり、この117名についても事前に把握し切り替えることができ、混乱を避けることができたと考える旨、担当課が回答。

* 総務省市町村税課のQ&A集に対する見解について担当課から説明があった（※1参照）が、必ずしもその見解に従わなければいけないというものではない。個人情報保護制度との関連で記載できなくなったとも考えられる。実際に、近隣市町村で本事例について情報の利用を行っていないところもある。利用の取扱いについて本町と同様の規定を持っている近隣市町村の状況を確認する等して、本町はどのように処理するかを考えるべきとの意見あり。

* 役場からの通知等で、公的年金からの特別徴収に関し記載されているもの（制度の周知に関するものが主）が大量に送付されてきており、その内容も分かりやすいとは言いがたい。そこに違う趣旨の通知（普通徴収に切り替わる旨の通知）が送付されれば、担当課がおそれているように、混乱が生じる確率は高いとの意見あり。*2

* 前回の答申は、平成21年度に限り承認するものであった。現時点で対象者数は判明しているが、承認された1年間の業務としての結果は出ていない。諮問はこの時期でないと無理なのかとの質問あり。

→繁忙期等を考慮すると、この時期が好ましい旨、担当課が回答。

* 1年間を通しての実績や問題点等を確認したうえで判断する必要がある。しかしながら、実施機関の業務は継続されていくことを考えると、次年度（平成22年度）のことは現時点で判断する必要があるとの意見あり。

○本人通知を省略することについて

* 理由として記載されている「選択する余地がない」というのは、税制度として、徴収方法を本人に選択する余地がないという意味ではないのか。とすると、この欄には、個人情報了他課が利用することについての本人通知を省略する理由を記載すべきなので、本記載では不十分である。詳細な内容の説明を求めるとの指摘あり。

→記載した文面については、ご指摘のとおり。理由の詳細を改めて説明すると、税務課が対象者情報を入手（今年度は5/25まで）してから、納税通知書を発送（今年度は6/10前後）するまでが約2週間という短期間であり、その間に個人情報保有課が該当者に通知を行い、かつ意見のある該当者からの返信を受け、反映させるという事務処理は、時間的に困難であるとする。また、先ほどのご意見（※2参照）にもあったとおり、趣旨の違う通知が届くことによる混乱を避けたいと考える。なお、諮問案件書については、同様の内容に至急差し替える旨、担当課が説明、回答。

(→諮問案件書を差し替え)

*広報による周知については、前回の答申により一度行っているため、今回のためにわざわざ行う必要はないのではとの意見あり。(ただし、制度の周知を再掲載する等の機会があれば、目的外利用する旨の記載は必要。)

《決定事項》

平成22年度に限り、情報を利用すること及び本人通知を省略することを認める。ただし、平成21年度の実施状況(年間報告)及び平成22年度の実施状況(対象者数等)を本審議会に報告し、平成23年度以降の利用に関しては再諮問すること。

② 寒川町情報公開条例及び寒川町個人情報保護条例の一部改正について

事前検討用資料を基に、意見及び改正案の概略を事務局から説明。
事務局が作成した「意見反映後の改正案」の可否について検討。

○情報公開条例③及び個人情報保護条例⑤ 「補佐人」の定義について

*事務局意見で「補佐人」の定義は不要となっているが、「補佐人」という言葉は広く一般市民に知られている言葉ではないので、定義をした方が良いのでは、との意見あり。

→「補佐人」という言葉は、文字どおり「補佐する人」を指し示しており、「補佐」という字句については広く認識されていると考える。また、法令等においても特段の定義はされていないので、定義を加えないことが適当であると判断した旨、事務局が説明。

*補佐人になることができる人物を限定するためにも、定義は必要ではないか、との意見あり。

→補佐人の出席については、条例(情報公開条例第19条第2項、個人情報保護条例第31条第2項)で審査会の許可を得ることと規定されており、審査会の判断によるものとする。よって、定義を加えないことが適当であると判断した旨、事務局が説明。

○本条例改正案については、本審議会での検討後、寒川町パブリックコメント手続に関する規則に基づきパブリックコメント手続を実施し、その後に議会に諮られる旨、事務局から説明。

《決定事項》

事務局が作成した、意見反映後の改正案を承認。

◎ その他

○諮問済み案件のうち、社会保険庁の解体(平成22年1月)により、影響がでるものについて

(1)神奈川県社会保険事務局への目的外提供を承認する旨の答申を受けている案件

(平成16年12月答申)

- (2)藤沢社会保険事務所への目的外提供に関する諮問が継続審議中である案件
(平成20年7月諮問、社会保険事務所からの回答待ち)

上記2件の概要について、次のように事務局から説明。

(1)については、提供先が変更となるため、答申の効果の継続性に疑問が生じる。新機構（日本年金機構）で同様の処理が行われるかどうか同事務局に問い合わせたところ、現時点では不明とのこと。動向が明らかになった時点で再度報告し、必要があれば諮問する予定である。

(2)については、本人通知に関して藤沢社会保険事務所に確認する必要性が生じたため継続審議となっているが、同事務所から回答が出されない状態が続いている。提供先が解体されてしまうため、審議の継続が困難であり、諮問を取り下げたいと考えている。なお、取り下げに際しては、書面で行うべきか。

* (2)の取り下げについては、書面で行うべき、との意見あり。

→規定の様式がないため、任意の様式で行う旨、事務局が回答。

* 現時点で取り下げるのではなく、新機構の組織や業務内容が明らかになり、確実に審議の継続が困難と判断してから取り下げた方が良いのでは、との意見あり。

→そのようにする旨、事務局が回答。

以 上